

第 57 回福岡県身体障がい者体育大会

大会要綱・申込書

【陸 上 競 技】
【フライングディスク競技】
【アーチェリー競技】
【卓 球 競 技】

開催日 2019 年 5 月 2 日（木・祝）【雨天決行】

会 場 東平尾公園 博多の森陸上競技場・補助競技場
クローバープラザ アリーナ棟
体育館・卓球室・アーチェリー場

主 催 福岡県、福岡県教育委員会、(福) 福岡県社会福祉協議会、
(公財) 福岡県身体障害者福祉協会、福岡県身体障害者施設協議会、
(福) 福岡県聴覚障害者協会、(福) 福岡県盲人協会、
福岡県障がい者スポーツ協会

福岡県身体障がい者体育大会開催要綱

1 目 的

身体障がい児者がスポーツに参加することを通じて、スポーツに親しみ、喜び楽しむとともに、体力の維持・増進を図り、身体障がい児者の自立と社会参加、県民の身体障がい者に対する理解促進に寄与し、もって障がい者スポーツの普及・振興を目的とする。

2 主 催

福岡県、福岡県教育委員会、(福)福岡県社会福祉協議会、
(公財)福岡県身体障害者福祉協会、福岡県身体障害者施設協議会、
(福)福岡県聴覚障害者協会、(福)福岡県盲人協会、
福岡県障がい者スポーツ協会 (順不同)

3 主 管

(一財)福岡陸上競技協会、福岡県アーチェリー協会、福岡県卓球協会、
ふくおか障害者フライングディスク協会 (順不同)

4 後 援 (予定)

福岡県市長会、福岡県町村会、(公財)福岡県体育協会、(公社)福岡県医師会、
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 福岡障害者職業センター、
朝日新聞社、毎日新聞社、読売新聞西部本社、西日本新聞社、産経新聞社、
(株)時事通信社福岡支社、RKB 毎日放送、NHK 福岡放送局、FBS 福岡放送、
九州朝日放送、TNC テレビ西日本、TVQ 九州放送 (順不同)

5 協 賛 (予定)

福岡筑前ライオンズクラブ、大塚製薬株式会社福岡支店 (順不同)

6 実施競技種目

全国障害者スポーツ大会競技規則に定められた個人競技種目の陸上競技、フライングディスク競技、卓球競技、アーチェリー競技を実施する。

7 参加資格

(1) 参加選手

競技に参加できる選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

ア 身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 毎年4月1日現在、13歳以上の者。

ウ 県内に現住所(住民票のある地)を有する者、または県内の施設や学校等に入所、通所及び通学している者。(ただし、政令市は除く)

エ 大会参加前に競技出場の可否について医師の診断を受ける等、大会に参加することを適当と認められた者。(内部障害のある者及び高血圧、心臓病等の持病がある者は、必ず医師の診断を受けるものとする。)

(2) 選手団及び引率役員

選手団は各市、郡、施設、学校等の単位で選手団を編成するもの。また、各選手団に適当な引率役員を配置すること。ただし、市選手団においては、福祉事務所など関係行政機関の職員を引率役員として配置すること。

8 競技規則

適用する競技規則は、(公財)日本障がい者スポーツ協会編「全国障害者スポーツ大会競技規則」及び別に定める大会実施要領に準ずるものとする。

9 参加出場種目数

出場種目は一人一種目とする。

10 参加費用

参加に要する費用は、参加者の負担とする。

11 健康・安全管理

各選手団は、参加選手及び引率役員の健康・安全管理に十分配慮するものとする。主催者は応急処置のみを行い、それ以上の責任は一切負わないものとする。なお、主催者において傷害保険に一括加入する。

12 順位の決定及び表彰

順位の決定及び表彰は、各競技種目の組別、区分別に行う。

13 大会事務局

福岡県障がい者スポーツ協会

〒816-0804 福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階

TEL 092-582-5223 FAX 092-582-5228

14 その他

この要綱に定めるもののほか、大会の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

第57回福岡県身体障がい者体育大会実施要領

1 開催日時

2019年5月2日（木・祝） 10時30分～16時00分 【雨天決行】

2 実施競技及び会場

【開 会 式】	福岡市東平尾公園	博多の森陸上競技場
【陸 上 競 技】	福岡市東平尾公園	博多の森陸上競技場
【フライングディスク競技】	福岡市東平尾公園	博多の森陸上競技場・補助競技場
【卓 球 競 技】	クローバープラザ	アリーナ棟・体育館・卓球室
【アーチェリー競技】	クローバープラザ	アリーナ棟・アーチェリー場

3 協 力（予定）

福岡県警察音楽隊、福岡県手話の会連合会、(公社)福岡県理学療法士会、
NPO 法人 セーバー風・ジャパン、オリンピック・パラリンピック等経済界協議会、
福岡医健専門学校、ILP お茶の水医療福祉専門学校
福岡市立香椎第二中学校、福岡市立香椎第三中学校、福岡市立那珂中学校、志免町立志免東中学校
福岡県・ハンディキャップスポーツ・サポートの会（FHSの会）（順不同）

4 競技運営

(1) 競技・種目・障がい・年齢区分

競技・種目及び障がい・年齢区分は「福岡県身体障がい者体育大会 競技種目及び障害区分表」（別表1）のとおりとする。

※ 全国障害者スポーツ大会競技規則において視覚障害の区分変更に伴い、2018年度から障害区分番号が変更されているので、注意すること。

(2) 年齢区分の基準日は、アーチェリーとフライングディスクを除き、年齢（4月1日現在）を次の区分に分けて競技する。

1部（13歳～39歳以下）、2部（40歳以上）

(3) 競技の組み合わせは、大会事務局が競技運営主管団体と協議のうえ決定する。当日の変更及び異議の申し立ては受け付けないものとする。

(4) 競技の組み合わせは、次により行うものとする。

ア 原則として男女別とする。※ただし、フライングディスク アキュラシー競技は除く。

イ 競技は、競技規則に定める年齢区分及び障害区分の両方が同一の区分（以下「同一区分」という。）ごとに行うものとする。ただし、同一区分の出場選手が少ない等の理由がある場合は、同一区分以外の者と競技を行うことがある。

(5) 表彰式

各競技終了後、随時行う。

(6) 競技記録

競技記録及び成績は、会場内の記録掲示板に掲示する。

5 表 彰

各競技の組ごとに1位から3位までの選手にメダルを授与する。ただし、当該組に異なった障害区分の及び年齢区分がある場合は、その区分ごとに行う。

6 参加申込み

(1) 申込み方法

参加希望者は、参加申込書（個人票）【様式1号】に必要事項を記入し、下記提出先へ参加申込みをすること。

(2) 提出先（以下、「関係機関」という。）

参加申込者	関係機関（提出先）
施設入（通）所者	当該施設
特別支援学校在籍生徒	在籍する学校
特別支援学校以外の学校在籍生徒	在籍する学校
身体障害者福祉協会会員	居住の市町村担当課又は当該身障協会
上記以外の者	居住の市町村担当課

(3) 申込期限

2019年3月5日（火）

7 参加申込書の確認及び事務局への提出

(1) 参加申込書を受付けした関係機関は、参加申込書（個人票）【様式1号】を取りまとめのうえ、選手団総括表【様式2号】を添えて大会事務局（以下、事務局という。）へ郵送で提出すること。

(2) 申込上の留意事項

ア 町村及び町村身体障害者福祉協会

・管内の参加申込書を取りまとめ、当該郡身体障害者福祉協会に提出すること。

イ 市身体障害者福祉協会

・管内の参加申込書を取りまとめ、関係市福祉事務所に提出すること。

ウ 郡身体障害者福祉協会及び市福祉事務所

・町村及び市町村身体障害者福祉協会より提出された参加申込書を取りまとめのうえ、選手団総括表を添えて提出すること。

エ 施設、学校

・貴管下の参加申込書を取りまとめのうえ、選手団総括表を添えて提出すること。

オ 卒業等により所属先の変更が生じた場合、旧所属（当該選手の申請を行った所属）の担当者は、変更届を提出し所属先を変更しなければならない。なお、提出前に必ず新所属先との調整を行うこと。

(3) 申込期限

2019年3月12日（火）（必着）

なお、期限経過後の参加申込及び変更は受け付けないものとする。

(4) 申込先

福岡県障がい者スポーツ協会

〒816-0804

福岡県春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階

TEL 092-582-5223 FAX 092-582-5228

第57回福岡県身体障がい者体育大会事務局 担当 染谷（そめたに）

8 参加選手及び出場競技種目の決定

事務局は、参加申込選手を登録し、主催者において参加選手及び出場種目を決定する。また、大会に必要な事項や資料の送付は選手団責任者宛てに通知するものとする。

9 番号布（ナンバーカード、ゼッケン）

- (1) 登録番号は、選手登録終了後、事務局より選手団責任者へ通知する。
- (2) 競技に出場する選手は、競技用の服装に必ず番号布を付けるものとする。
- (3) 番号布は、出場選手本人が準備するもの。規格等については別途通知するものとする。

10 大会当日の留意事項

- (1) 参加者の健康管理は自己責任とする。各自で充分注意すること。
- (2) 荒天等の場合は、安全を考慮して競技を中止することがある。
- (3) 競技場内への入退場は、係員の指示に従うものとする。
- (4) 出場選手の介助等のため競技場内に入場できる者は、予め許可を受けた者に限る。

11 氏名・大会中の写真等個人情報について

大会にあたり、選手の氏名、写真、映像等がテレビ・新聞等で報道されることがある。大会プログラム及び大会報告書の冊子や協会ホームページ等に、氏名、障がい、所属団体名、大会中の写真等を掲載することがあり、これらのことについては、参加申込書類が提出されたことをもって同意があったものとする。

12 全国障害者スポーツ大会への福岡県選手の派遣

- (1) 本大会の競技記録は、2019年10月12日～10月14日に茨城県で開催される「第19回全国障害者スポーツ大会 いきいき茨城ゆめ大会」に出場する選手の選考記録となり、福岡県選手は別途開催される福岡県選手団選考委員会において決定する。ただし、前年度に出場した選手は、選考の対象とならない。
- (2) 選考対象選手は、本大会参加申込書（個人票）【様式1号】の全国大会参加出場希望欄の「あり」を選択した者とし、希望欄に記載がない場合は「なし」と判断する。
- (3) 出場選手の選考は、原則として大会派遣までの練習会及び派遣期間（2019年10月10日～10月15日）の全日程に参加することが可能であり、かつ体力及び健康上において支障なく参加できると認められる者の中から、「全国障害者スポーツ大会福岡県選手団選手選考要綱」により選考する。

13 その他

この実施要領に定めるもののほか、競技運営上に必要な事項は、別途競技ごとに競技別実施要項を定めるものとする。

平成 30 年度全国障害者スポーツ大会競技規則改正に伴う 福岡県身体障がい者体育大会の競技規則の一部改正について

■ 障がい区分（視覚障害区分）の改正について

- 1 陸上、卓球（S T T含む）について、視覚障害区分の改正を行う。

【理由】

現在の障害区分と障害等級の相違を是正し、身体障害者手帳での障害区分判定を明確にするため。

- 2 視覚障害区分については下記のとおりとする。

両眼の視力の和で障害区分を判定（理由：手帳等級表の表記に合わせたため）

注1：指数弁～光覚弁については、以下の視力として換算する。

指数弁は「0.01」、手動弁～光覚弁は「0」として判定する

注2：視力は、手帳と同様に矯正視力（眼鏡、コンタクトレンズ等を使用した視力）で判定を行う。

- 3 卓球（S T T含む）について改正

アイマスクの装着の有無で出場競技をわけるとする。

※アイマスク有りはS T Tに、アイマスク無しは一般卓球に出場とする。

- 4 実施要領（別表1）の変更

【陸上競技】

変更前			変更後		
視覚障害	24	視力0から光覚弁まで	視覚障害	24	視力0から0.01
	25	視力手動弁から0.03まで または、視野5度以内		25	その他の視覚障害
	26	その他の視覚障害			

※障害区分（視覚）の変更に伴い、他の障害区分を変更するもの。

変更前			変更後		
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・ そしゃく機能障害	27	聴覚障害	聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・ そしゃく機能障害	26	聴覚障害
内部障害	28	ぼうこう又は 直腸機能障害	内部障害	27	ぼうこう又は 直腸機能障害
	29	その他の内部障害 （※オープン種目）		28	その他の内部障害 （※オープン種目）

■陸上競技

- (1) 視覚障がい者の競走競技で伴走者有の場合は、必ず紐を持つこととする。
- (2) 紐は非伸縮性で50cm以内のものとする。(競技者と伴走者の間の距離は50cm以内となる)
- (3) スタートからゴールまで紐を離してはならない。
- (4) 区分25の50・100・200・800・1500mは、伴走者をつけることができる。
- (5) すべての視覚障がい者の走幅跳の踏切板の長さは1mとする。
- (6) 視覚障害の区分24に属するものは、競技エリアで光を通さないアイマスクを装着しなければならない。
- (7) 車いす使用者の投てき競技(ソフトボール・ジャベリックスロー)では、円盤サークルを使用しても良いこととする。

■アーチェリー競技

- (1) リカーブ部門において年齢区分を撤廃することとする。

第 57 回福岡県身体障がい者体育大会 確認事項について

1 県大会における独自ルールについて

- (1) 内部障害のうち、ぼうこう又は直腸機能障害は、陸上競技、アーチェリー競技、フライングディスク競技は全国障害者スポーツ大会の選考対象種目となる。ただし、卓球競技は、全国障害者スポーツ大会での出場競技（障害区分）が設けられていないため、県大会のみのオープン種目とする。
- (2) その他の内部障害（ぼうこう又は直腸機能障害以外）は、すべての競技が県大会のみのオープン種目とする。
- (3) **陸上競技の競走競技において、新たに「ウォーカー使用」区分を設ける。ただし、県大会のみのオープン種目とする。**

2 競技運営について

- (1) 競技は、原則として男女別を実施する。ただし、フライングディスクのアキュラシー種目は除く。
- (2) 出場選手が少ない競技・種目は、異なる障害区分の選手又は他の年齢区分の選手が同時に競技を行うことがある。この場合、順位の設定及び表彰は、障害区分及び年齢区分別に行う。

3 実施競技について

(1) 陸上競技

ア 競技開始時刻 **11時30分（予定）**

イ 競技に使用する用具（車いす、ヘルメットを除く。）は、事務局が用意する。

ウ 招集は、各競技開始時刻の**15分前**に完了する。

エ 招集完了時刻に遅れた選手については棄権したものとする。

オ 介助・伴走が必要な選手については、選手招集所にて申請し、「介助・伴走者ビブス」を必ず着用する。※ビブスを着用していない者は、競技場内への立ち入りを禁止する。

カ 介助者による競技中の助力は認められない。**助力を受けた選手は失格**とする。

例) フィールド内でのペースメーカーとなるような声かけ、伴走等。

キ 一般の陸上競技の規則を適用とする。**スタートコールは「イングリッシュコール」へ、不正スタート（フライング）は1回目で失格**となる。

「On Your Marks : オン・ユア・マークス」(意味 : 位置について)

「Set : セット」(意味 : 用意)

ク 立幅跳において、声や音源による誘導・援助はできないものとする。

ケ 50m音競走での音源誘導者は、選手団役員からも選出することができる。

コ 車いす競技者について

(ア) 車いすで100m以上の競走種目に出場する競技者は、**ヘルメットを着用して競技**しなければならない。

(イ) 50m競走で使用する車いすは**日常生活用**とする。

(ウ) 車いすで800m以上の競走競技に出場する競技者は、**競技用車いす（レーサー）**を使用しなければならない。

(2) フライングディスク競技

ア 競技開始時刻 **11時30分(予定)**

イ 競技に使用する用具(ディスク等)は、公式用具を使用し、事務局が用意する。

ウ 招集は、各競技開始時刻の**10分前**に完了する。

エ 招集完了時刻に遅れた選手については棄権したものとする。

オ 介助が必要な選手については、選手招集所にて申請し、「介助者ビブス」を必ず着用してください。※ビブスを着用していない者は、競技場内への立ち入りを禁止する。

カ 試技時間は3分以内とする。3分を超えた試技は、無効とする。

(3) アーチェリー競技

ア 競技開始時刻 **10時30分(予定)**

イ アーチェリー競技の参加者は、直接クローバー会場に集合すること。

ウ 開始式を、**10時00分**より競技会場で行う。5分前までに会場の指定された場所に集合すること。

エ 競技に必要な用具は、競技参加者が各自用意する。

オ 受付を行わなかった選手については、棄権したものとする。

(4) 卓球競技

ア 競技開始時刻 **11時00分(予定)**

イ 会場はクローバープラザ内アリーナ棟・2階の体育館、卓球室及び盲人卓球室とする。
一般卓球・・・体育館

S T T・・・盲人卓球室 及び 卓球室A・B

ウ 卓球競技の参加者は、直接クローバー会場に集合すること。

エ 開始式を、**10時30分**より競技会場で行う。5分前までに会場の指定された場所に集合すること。

オ 競技は、参加人数等の状況により、トーナメントまたはリーグ戦で行う。1ゲーム11点、5ゲームズマッチとし、3ゲーム先取により勝敗を決定する。

カ 出場選手の少ない障害区分や年齢区分では、別の障害区分及び年齢区分の選手と同一ブロックで競技することがある。

キ 第1試合の競技者は競技開始時刻の**10分前**に選手招集所に集合すること。各コート第2試合以降の競技開始時刻は、会場のアナウンスを行うこととする。競技開始時刻まで遅れた選手については棄権したものとする。

ク 競技用具について

【一般卓球】

(ア) 公益財団法人日本卓球協会公認プラスチック球（40mm）とし、事務局が用意する。

(イ) ラケットは、規則にあったものを競技参加者が用意する。

【サウンドテーブルテニス】

(ア) 使用球は、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会公認プラスチック球とし、事務局が用意する。

(イ) ラケットは、規則にあったものを競技参加者が用意する。

(ウ) 主催者が用意したアイマスクを着用すること。

4 その他留意事項

- (1) 開会式参加者は、競技場内は運動靴、補装具以外の履物の使用は禁止する。
- (2) 熱中症対策等の健康管理に留意すること。また、開会式における長時間の起立や着座が困難な参加者への配慮については、各選手団において対処すること。
- (3) ごみは、各選手団で持ち帰ること。
- (4) 指定された喫煙場所以外での喫煙は厳禁とする。
- (5) 貴重品の管理は各選手団または各自にて行うこと。
- (6) 大会にあたり、選手の氏名、写真、映像等がテレビ・新聞等で報道されることがある。また、大会プログラム及び大会報告書の冊子や協会ホームページ等に、氏名、障がい、所属団体名、大会中の写真等を掲載することがあり、これらのことについては参加申込書が提出されたことをもって、同意があったものとする。

5 引率役員連絡会議について

引率役員連絡会議を次の日程で実施する。参加団体から必ず1名は出席すること。

- | | | |
|--------|---------------------------|--------------|
| (1) 日時 | 2019年4月17日(水) 午後2:30～ | (受付開始 2:00～) |
| (2) 会場 | クローバープラザ 東棟5階 508研修室 | |
| (3) 内容 | 大会に関する注意事項、プログラム・駐車券等の配布等 | |

福岡県身体障がい者体育大会 競技種目及び障害区分表 (別表1)

【共通事項】 年齢区分 1部 39歳以下 ・ 2部 40歳以上

1. 陸上競技

◎男女別・年齢区分別 ▲男女別・年齢区分なし

		区分番号	競技種目 障害区分	競走						跳躍			投てき						
				※1 50 m	1 00 m	2 00 m	4 00 m	8 00 m	1 5 0 0 m	ス ラ ロ ー ム	走 高 跳	立 幅 跳	走 幅 跳	砲 丸 投	ソ フ ト ボ ー ル 投	ジ ャ ベ リ ッ ク ス ロ ー	ビ ー ン バ ッ グ 投		
肢体不自由	1	上肢	1	手部切断 片前腕切断 片上肢不完全 片上腕切断 片上肢完全	◎	◎													
			2	両前腕切断、片前腕・片上腕切断 両上肢不完全	◎	◎						▲	◎	◎					
			3	両上腕切断 両上肢完全	◎	◎						▲	◎	◎					
		下肢	4	片下腿切断 片下肢不完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎		
			5	片大腿切断 片下肢完全	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎		
			6	両下腿切断	◎	◎							◎		◎	◎	◎		
			7	片下腿・片大腿切断 両下肢不完全	◎								◎		◎	◎	◎		
			8	両大腿切断 両下肢完全											◎	◎	◎		
	体幹	9	体幹 ※2	◎	◎							◎	◎	◎	◎	◎			
	2	脳 原 性 麻 痺 以 外 で 車 い す 使 用	10	第6頸髄まで残存	◎	◎					◎							◎	
			11	第7頸髄まで残存		※3	※3		※3	※3	◎								◎
			12	第8頸髄まで残存		◎	◎		◎	◎	◎					◎	◎	◎	
			13	下肢麻痺で座位バランスなし		◎	◎		◎	※3						◎	◎	◎	
			14	下肢麻痺で座位バランスあり		※3	※3		※3	◎						◎	◎	◎	
	15	その他の車椅子		◎	◎		◎	◎						◎	◎	◎			
3	(脳 性 麻 痺 、 麻 痺 、 脳 外 傷 等) 麻 痺 血 管	16	四肢麻痺で車いす使用	◎						◎								◎	
		17	けって移動	◎						◎									◎
		18	上下肢で車いす使用	◎						◎						◎	◎		
		19	上肢で車いす使用	◎	◎	◎		◎	◎	◎					◎	◎	◎		
		20	その他走不能												◎	◎	◎		
		21	上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎				◎			◎	◎	◎	◎	◎		
		22	その他走可能	◎	◎	◎				◎			◎	◎	◎	◎	◎		
4	23	電動車椅子常用							◎								◎		
5	29	ウォーカー使用 ※オープン種目	▲																
視覚障害 ※5	24	視力0から0.01まで ※6	◎	◎	◎		◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎				
	25	その他の視覚障害	◎	◎	◎		◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎	◎			
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語・ そしゃく機能障害	26	聴覚障害	◎	◎	◎		◎	◎			▲	◎	◎	◎	◎				
	27	ぼうこう又は直腸機能障害	◎					◎				◎	◎		◎	◎			
内部障害	28	その他の内部障害 ※オープン種目	各選手団において参加可能な種目を選択してください。																

※1 50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。
 ※2 体幹とは、頸部・胸部・腹部・腰部(脊柱)のみに変形がある者。(脊柱カリエス等による体幹の障害が該当する。)ただし、四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能の障害があってもこの区分に該当しない。
 ※3 複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、一つの区分として競技をおこない、順位を決定する。
 ※4 視力は「矯正後の両眼視力」の和で判定する。視力の和を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。
 ※5 障害区分24は光を通さないアイマスクを装着する。
 ※オープン種目 全国障害者スポーツ大会には出場できない。

2. アーチェリー

●男女別

区分番号	障害区分	競技種目	リカーブ		コンパウンド	
			50m・30m	30m・30m	50m・30m	30m・30m
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車いす常用	1 第8頸髄まで残存	●	●	●	●
		2 その他の車いす	●	●		
	切断・機能障害	3 上肢障害	●	●		
		4 下肢障害 (いす・車いす使用を含む)	●	●		
		5 体幹	●	●		
	6 脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	●	●	●	●	
聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	7 聴覚障害	●	●			
内部障害	8 ぼうこう又は直腸機能障害	●	●			
	9 その他の内部障害 ※オープン種目	●	●	●	●	

※ 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

3. 卓球

◎男女別、年齢区分別

区分番号	障害区分	競技種目	卓球	STT	
肢体不自由	1 上肢障害	1 片上肢障害	◎		
		2 両上肢障害	◎		
		3 下肢障害	3 片下腿切断または、片下肢不完全	◎	
			4 片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	◎	
			5 片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	◎	
		6 体幹	◎		
	2 脳原性麻痺以外で車いす使用者	7 第8頸髄まで残存 ※	◎		
		8 座位バランスなし	◎		
		9 その他の車いす	◎		
	3 脳原性麻痺 (脳性麻痺、脳血管疾患、脳外傷等)	10 車いす使用	◎		
		11 杖または、松葉杖使用	◎		
		12 上肢に不随意運動あり	◎		
		13 上肢に不随意運動なし	◎		
		14 片側障害	◎		
視覚障害 ※2	15 アイマスク有り ※3			◎	
	16 アイマスク無し		◎		
聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	17 聴覚障害		◎		
内部障害	18 内部障害 ※オープン種目		◎		
	19 その他の内部障害 ※オープン種目		◎		

※ 「第8頸髄まで残存」には、「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。

※ 視力・視野の程度に関わらず、アイマスクの有無で競技を分ける。

※ 障害区分15は「主催者が準備した」アイマスクを装着する。

4. フライングディスク

◎区分なし ●男女別

区分番号	障害区分	競技種目	アキュラシー			ディスタンス	
			ディスリート3	ディスリート5	ディスリート7	座位	立位
1	肢体不自由						
2	視覚障害		◎				
3	聴覚障害			◎	◎	●	●
4	内部障害 (ぼうこう又は直腸機能障害)						
5	その他の内部障害 (※オープン種目)		◎		◎	●	●

<参考> 障害区分の解説

■肢体不自由 1

			障害区分名	解説	
切断または機能障害	立位	上肢	切断	手部	片側及び両側の手部切断
				片前腕	手関節の離断を含む片側の前腕の切断者
				片上腕	肘関節の離断を含む片側の上腕の切断者
				両前腕	両側手関節離断を含む両側の前腕の切断者
				両上腕	両上腕の切断者
				片前腕および片上腕	片前腕の切断および片上腕の切断者
		機能障害	片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	
			片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	
			両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	
			両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者	
		下肢	切断	片下腿	片足部の切断を含む片下腿の切断者
				片大腿	膝関節の離断を含む片大腿の切断者
	両下腿			両側の下腿の切断者	
	両大腿			両側の大腿の切断者	
	機能障害		片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節に機能障害がある者	
			片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者	
			両下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうちまたは二関節機能障害があり、両側にそれぞれある者	
			両下肢完全	両側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者	
	上下肢	切断	片上肢および片下肢	片上肢の切断および片下肢の切断者	
			多肢切断	三肢以上の切断者	
		機能障害	片上肢不完全および片下肢不完全	片上肢不完全および片下肢不完全の者	
			片上肢完全および片下肢完全	片上肢完全および片下肢完全の者	
	体幹	体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する）【注1】		

【注1】四肢の機能障害を伴う場合は体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない

■肢体不自由 2

			障害区分名	解説
脊髄損傷等	陸上競技	脳原性麻痺以外で車いす常用または使用	第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）
			第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）
			第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
			座位バランスなし	【注2】
			座位バランスあり	
			その他の車いす	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者（例：両下肢切断のため車いすを使用し競技する者）

【注2】「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する

■肢体不自由3

			障害区分名	解 説
（脳性麻痺、 脳原性麻痺、 脳外傷等）	陸上競技	車いす	四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で両上肢駆動による車いす使用者
			けつて移動	両上肢の障害が重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
			上下肢で車いす使用	日常動作において片側の上肢と下肢で車いすを操作する者
			上肢で車いす使用	上肢による車いす使用者【注4】
	立位	その他走不能	杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者	
		上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害の上肢協調運動障害があるが、走ることが可能な者	
		その他走可能	【注5】	
	卓球	車いす	車いす使用	車いすを使用して競技をするすべての脳原性麻痺者
			杖・松葉杖使用	杖や松葉杖などを使用して競技をする者
		立位	上肢に不随意運動あり	意図的な動作に障害がある等の上肢の協調運動障害がある者
上肢に不随意運動なし			上肢の協調運動障害のない立位者	
	片側障害	片側の上下肢に可動域制限や麻痺等の障害があるが、杖や松葉杖等を使用して競技をしない者		
その他			電動車いす常用（陸上）	原則として四肢体幹機能障害等により日常的に電動車いすを使用している者

【注4】ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができるものはこの区分に該当する

【注5】「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当する

■視覚障害

		障害区分名	解 説
視覚障害	視力0から0.01まで	その他の視覚障害	【注6】【注7】

【注6】視力は「矯正後の両眼視力」の和で判定する。視力の和を算出する際は、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする

【注7】矯正後の両眼視力の和が0.02以上の場合は、視野障害の有無に関わらず、その他の視覚障害に区分される

■聴覚・平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害

		障害区分名	解 説
聴覚・平衡機能障害、 音声・言語機能障害		聴覚障害	区分しない

■内部障害

		障害区分名	解 説
内部障害		ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない

【大会事務局】



福岡県障がい者スポーツ協会

Fukuoka Para-Sports Association

〒816-0804 春日市原町3丁目1-7

TEL 092-582-5223 FAX 092-582-5228